

資料1

地域型保育事業の確認に係る
利用定員の設定について

平成27年6月29日

利用定員の設定について

- 子ども・子育て支援新制度においては、給付の実施主体である市町村が認可施設・認可事業者としての地位を有する前提で、施設型給付、地域型保育給付の対象となる施設・事業者を確認する。
- 市町村は、各施設・事業の利用定員を定めた上で確認を行う。
 - ① 小規模保育事業A型の利用定員は6人以上19人以下とする。
 - ② 利用定員は、0歳と1・2歳に区分して設定する。
 - ③ 利用定員は、認可定員と一致させることを基本としつつ、認可定員を超えない範囲内で設定する。
 - ④ 申請者の意向を十分に考慮しつつ、最近の実利用人員の実績や今後の見込みなどを踏まえ、適切に利用定員を設定する。
- 利用定員を定めようとするときは、子ども・子育て会議の意見を聴くこととされている。

今回は、地域型保育事業者(新規の確認対象事業者)1者の利用定員について、子ども・子育て会議の意見を聴くものである。

<参考>

平成27年度における確保方策(東部・3号)について

(単位:人)

	計画上の確保方策		現在(H27.4.1)の確保方策		認可後(H27.7.1)の確保方策	
	0歳	1・2歳	0歳	1・2歳	0歳	1・2歳
①量の見込み	213	469	213	469	213	469
②確保方策	157	415	145	365	148	381
特定教育・保育施設(確認を受けない幼稚園を含む。)	154	399	145	365	145	365
特定地域型保育事業	3	16	0	0	3	16
②-①	▲ 56	▲ 54	▲ 68	▲ 104	▲ 65	▲ 88

<参考>

【平成27年7月1日～】

(箇所)

新制度における施設類型	幼稚園型 認定こども園	保育所型 認定こども園	幼保連携型 認定こども園	幼稚園	保育所	地域型 保育事業	計
新制度移行前の施設類型							
幼稚園型認定こども園	9	—	2	—	—	—	11
幼稚園	1	—	—	5	—	—	6
保育所	—	1	10	—	76	—	87
認可外保育施設	—	—	—	—	—	1	1
合計	10	1	12	5	76	1	105

(参考) 新制度に移行 しない幼稚園	(参考) 新制度に移行 しない認可外 保育施設
—	—
14	—
—	—
—	15
14	15

○新制度移行前の施設類型は平成27年3月時点で集計

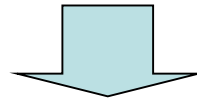
○網掛は新規の確認対象施設

新規の確認対象事業者の利用定員

No.	事業所の名称	年齢区分	合計	1・2歳	0歳
		定員等			
1	チャイルドホーム たんぽぽ	認可定員	19	16	3
		利用定員	19	16	3
		過去3年間の 平均利用人数	24	20	4

【利用定員設定の考え方】

- ① 利用定員は6人以上19人以下である。
- ② 利用定員は年齢区分(0歳、1・2歳)ごとに設定されている。
- ③ 利用定員は認可定員と一致している。
- ④ 青森市子ども・子育て支援事業計画(チャイルドホームたんぽぽがある東部地区)において、3号認定(0歳、1・2歳)は供給不足であること、及び、過去3年間の平均利用人数と比較して、今回設定しようとする利用定員が少ないことから、利用定員分の利用は見込まれる。



上記の考え方により、申請どおり利用定員を設定することとしたい。